商品概要説明書

スーパー定期貯金<単利型> スプリングキャンペーン2024

(2024年3月1日現在)

	(2024年3月1日現在)		
商品名	・スーパー定期貯金<単利型>		
	愛称:スプリングキャンペーン2024		
ご利用いただける方	・個人		
キャンペーン取扱期間	・令和6年3月1日から令和6年5月31日		
預入期間	・定型方式:1年		
預入方法			
(1)預入方法	・一括預入		
(2) 預入金額	・20万円以上		
(3)預入単位	・ 1 円単位		
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。		
利 息			
(1) 適用金利	・ATM・ネットバンクにてお申込みで店頭金利に年 0.1%上乗せ、窓口にて		
	お申込みで店頭金利に年 0.1%上乗せいたします。		
	自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当		
	該満期日まで適用します。		
	・満期日以後に一括して支払います。		
(2) 利払頻度	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。		
(3)計算方法	・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。		
(4)税 金	※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。		
	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。		
(5) 金利情報の入			
手方法			
手 数 料	_		
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。		
	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率)		
	・窓口およびATM(限度額方式)でのお申込みの場合、個人のお客さまはマ		
	ル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。		
	・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳		
	レスロ座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いた		
中途解約時の取扱い	だくサービス)がご利用になれます。 ************************************		
一个 (图) 14X1X ()	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)		
	により計算した利息とともに払い戻します。		
	(1)預入期間が6か月未満の場合解約日における普通貯金利率 (2)預入期間が6か月以上1年未満の場合約定利率×50%		
<u></u> 貯金保険制度	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険		
	当該灯金は当JAの譲渡性灯金を除く他の灯金寺(全額保護される灯金保険 法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、		
	伝第 51 条の2 に規定する状済用財金 (当座財金・普通財金・別段財金のりら、 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること という3条件を満た		
	すもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保		
	9 もの)を除く。)と言わせ、几本 1,000 カドとその利息が財金保険により保 護されます。		
	唆 で 4 レ み り 。		

	I	
苦情処理措置および	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきま
紛争解決措置の内容		しては、当JA本支所または金融共済部(電話:0267-91
		-1112)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦
		情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦
		情等の解決を図ります。
		また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)
		でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
		関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相
		談所にお申し出ください。
		なお、直接お申し立ていただくことも可能です。
		東京弁護士会(電話:03-3581-0031)
		第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
		第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)
		「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下
		「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様か
		らのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアク
		セスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
		・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレ
		ビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
		・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を
		移管します。
		なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているも
		のではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または
		東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる	・満期日以後の	D利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計
事項	算します。	
詳しくは窓口にお問い	合わせください。	

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA長野八ヶ岳